



## 《会計・税務の知識》 孫は祖父母の財産で成長する？

### 1. はじめに

平成25年度税制改正により、3年間の期間限定ですが、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されました。また、相続時精算課税贈与の受贈者に孫も含まれると見直しがされました。

このほかに、贈与税の税率も直系尊属から受ける贈与と一般の贈与との間で区分され、直系尊属からの贈与のほうが優遇された税率となっています。

子育て世代の年収の増加が見込めない昨今では、国も祖父母の高齢者世代が保有する財産を早期に若い世代に移転させることを制度面で支援し、その有効活用を通じて経済を活性化させることを期待しているようです。

### 2. 通常の暦年贈与

#### ① 計算方法

暦年課税による贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間の間に贈与された財産の合計額から基礎控除額の110万円を控除した金額に対して課税されます。

#### ② 贈与税の非課税財産

扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものは贈与税が課されません(相21条の3)

#### ③ 子や孫に対する贈与税の税率緩和

平成27年1月1日以降の贈与の場合には、20歳以上の子や孫への贈与の場合には、税率が緩和されることになりました。

(贈与税の速算表)

| 基礎控除後の課税価格 | 現在  |       | 平成27年1月以降     |       |          |       |
|------------|-----|-------|---------------|-------|----------|-------|
|            | 税率  | 控除額   | 20歳以上の子や孫への贈与 |       | 子や孫以外の贈与 |       |
|            | 税率  | 控除額   | 税率            | 控除額   | 税率       | 控除額   |
| 200万円以下    | 10% | -     | 10%           | -     | 10%      | -     |
| 300万円以下    | 15% | 10万円  | 15%           | 10万円  | 15%      | 10万円  |
| 400万円以下    | 20% | 25万円  | 20%           | 25万円  | 20%      | 25万円  |
| 600万円以下    | 30% | 65万円  | 20%           | 30万円  | 30%      | 65万円  |
| 1,000万円以下  | 40% | 125万円 | 30%           | 90万円  | 40%      | 125万円 |
| 1,500万円以下  | 50% | 225万円 | 40%           | 190万円 | 45%      | 175万円 |
| 3,000万円以下  |     |       | 45%           | 265万円 | 50%      | 250万円 |
| 4,500万円以下  |     |       | 50%           | 415万円 | 55%      | 400万円 |
| 4,500万円超   |     |       | 55%           | 610万円 | 55%      | 400万円 |

緩和された税率部分

### 3. 相続時精算課税贈与

相続時精算課税贈与とは、直系尊属(父母、祖父母)からの贈与の場合に、暦年贈与のかわりに選択できる贈与の課税方法です。この方法を使えば贈与税の税率は一律20%となります。

また、贈与額が精算課税選択時からの累計で2,500万円に達するまでは、贈与税がかかりません。

現在は、65歳以上の父母から推定相続人である20歳以上の子供への贈与にのみ選択が可能となっています。

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後に行う贈与については、贈与者の年齢要件が60歳以上に引き下げられ、受贈者の範囲に20歳以上の孫が追加されました。

### 4. 住宅取得等資金贈与を受けた場合の非課税

直系尊属(父母、祖父母)から、自己の居住用の住宅の新築、取得又は増改築等に充てるための金銭の贈与を受けた場合には、一定の要件の下、一定額が非課税となります。(平成25年は最大1,200万円が非課税となっています。現行では、平成26年12月31日までの適用となっています。)

### 5. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に教育資金に限って最大1,500万円まで贈与できる制度が創設されました。

具体的内容は、親や祖父母が30歳未満の子や孫の教育資金を一括して拠出した場合には、贈与税の基礎控除額とは関係なく、受贈者1人につき1,500万円(学校以外の習い事等への支払は500万円)までを非課税とする特例です。

この制度を利用する際の注意点は、子や孫が30歳に達した時点で教育資金の使い残しがある場合には、残額に対して贈与があったものとみなして、贈与税が課税され点です。贈与した資金の用途が教育資金に限られる点にも注意が必要です。

### 6. おわりに

このように祖父母から孫への贈与は、各種の税制の特例が設けられていますが、安易な贈与は後々のトラブルともなりかねません。まずは、専門家への相談をお勧めします。

(担当：山田稔幸)